

学校いじめ防止基本方針

大阪府立岸和田高等学校
令和5年5月8日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことにも親身になって相談に応じ、真摯に対処しなければならない。このように、学校全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）をつくること、いじめ事象の発生・深刻化を防ぐとともに、生徒にいじめを許さない意識を育成することにもつながる。そのため、学校としてすべての教育活動において、生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが求められる。

本校では、「社会人としてのマナーを身に付け、自他の人権を尊重する人権感覚を醸成するとともに、多様な価値観を理解・受容し、他者を思いやることのできる豊かな人間性や社会性を育む」ことをめざし、人権教育や道徳教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

ただし、上記のとおり、いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多くある。そのため、いじめに該当するか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立ち、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが重要であり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈しないようにする必要がある。

3 いじめ防止のための組織

学校においては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員に加えて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされている。

本校においては、以下のとおり、特定の教職員がいじめの問題を個人的に抱え込むことのないよう、いじめ防止等のための組織「いじめ対策委員会」を設置し、学校として組織的にいじめ問題に対応する。組織的に対応することによって、様々な視点から状況を見立てることが可能となるとともに、さらに、スクールカウンセラー等を活用することによって、いじめに関する通報及び相談体制を整備し、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談主担、人権教育推進委員会主担

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害生徒に対する支援や加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立岸和田高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	「学校いじめ防止基本方針」の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 個人面談	「学校いじめ防止基本方針」の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談	「学校いじめ防止基本方針」の内容を生徒、保護者へ周知 個人面談	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習 情報リテラシー講演会 いじめ等アンケート① 実施	校外学習 情報リテラシー講習 いじめ等アンケート① 実施	校外学習 情報リテラシー講習 いじめ等アンケート① 実施	教育相談会（1年） 第2回いじめ対策委員会（いじめ等アンケートの確認・進捗確認）
6月	文化祭	文化祭	文化祭	
7月	人権HR（人権アンケート） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	人権HR（拉致問題とハイトスピーチ） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	人権HR（労働と人権） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
8月				教職員間による公開授業週間①開始（3週間） （わかる授業づくりの推進） 教員人権研修
9月	体育祭	体育祭	体育祭	
10月	個人面談 いじめ等アンケート② 実施 保護者懇談週間（進路状況の把握）	個人面談 いじめ等アンケート② 実施 修学旅行 保護者懇談週間（進路状況の把握）	個人面談 いじめ等アンケート② 実施 保護者懇談週間（進路状況の把握）	第3回いじめ対策委員会（いじめ等アンケートの確認・進捗確認）
11月	合唱コンクール	合唱コンクール		教職員間による公開授業週間②開始（3週間） （わかる授業づくりの推進）
12月				
1月	いじめ等アンケート③ 実施	いじめ等アンケート③ 実施		第4回いじめ対策委員会（いじめ等アンケートの確認・進捗確認）
2月				第5回いじめ対策委員会（年間の取組の検証）
3月				

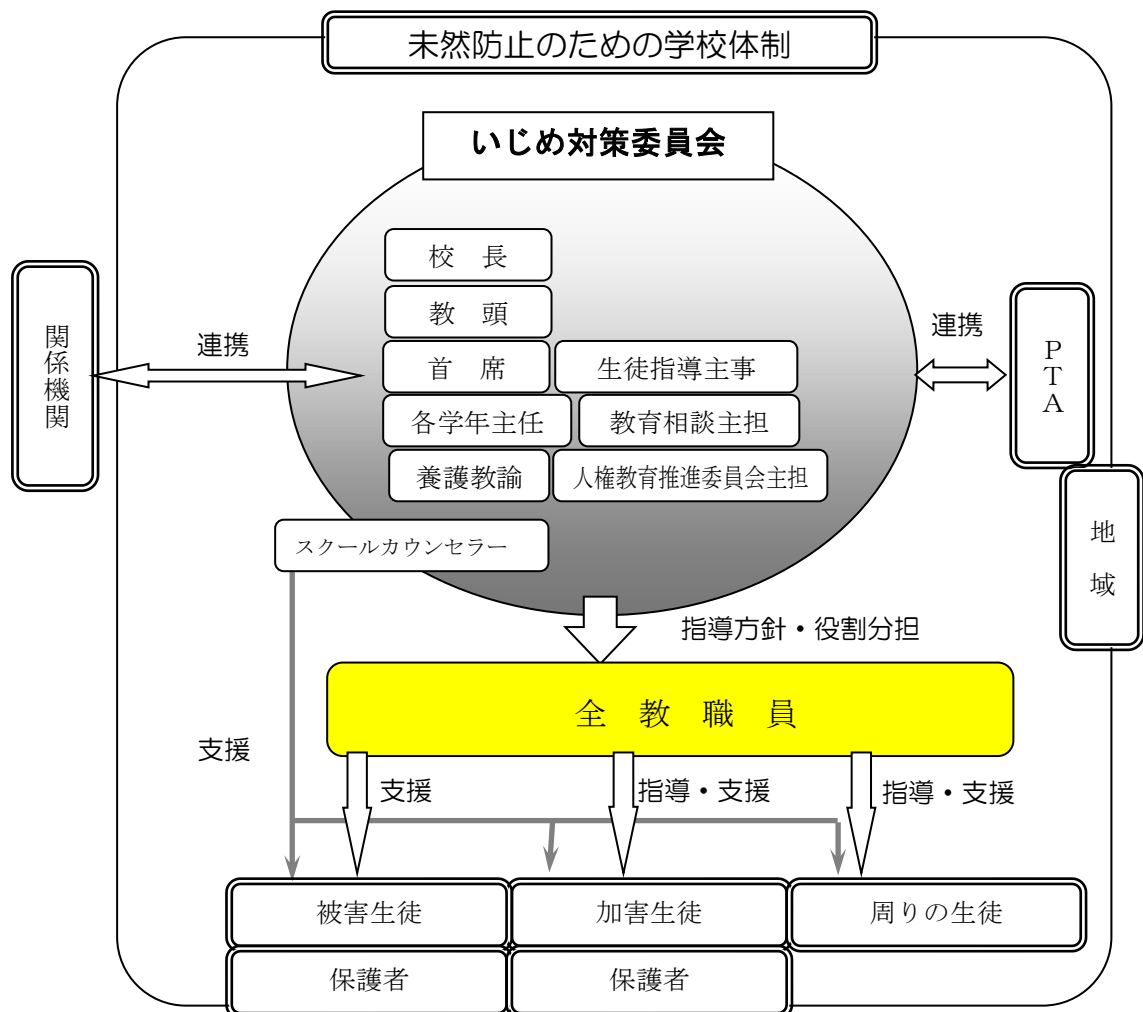
5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年5回開催し、取組が計画どおりにすすんでいるか、また、いじめの対処がうまくいかなかったケースなどについての検証を行いながら、必要に応じて、学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団づくりをすすめていく必要がある。そのため、生徒一人ひとりが目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団において信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、特別活動、総合的な探究の時間など、あらゆる教育活動の機会を通じて、総合的に推進していく。そうした取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。



いじめ防止等の取組をすすめるにあたっては、上図のとおり、校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中心とし、教職員が一体となって取り組む体制を整える。あわせて、家庭・地域、スクールカウンセラーや関係諸機関等との連携や協力をすすめていく。そうした体制の下、生徒一人ひとりが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、「いじめ」を許さない雰囲気浸透した学校・学級づくりに努めていく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、教職員に対し、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について共通理解を図るとともに、いじめ防止のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、定期的にいじめ問題に関する校内研修等を行うなど、教職員の資質能力の向上を図る。
- (2) 生徒に対しては、「いじめは決して許されない」ことを理解させ、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進を図り、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、互いを認め合いながら調整し解決していくことができる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) いじめが生まれる背景として、学習面や人間関係等のストレスが原因となることを認識したうえで、生徒一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりや、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりをすすめる。加えて、集団の一員としての自覚を持たせ、自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくる。
また、教職員による「いじめられる側にも問題がある」などの不適切な認識や言動等が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがあることを認識し、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (4) いじめ防止のためには、生徒に自己有用感や自己肯定感を育むことが大切である。そのため、学びにおいて、また学校行事や部活動など学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍したり、他者の役に立っていると実感できたりする機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、グローバルリーダーズハイスクール（GLHS）・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）としての高い志や学習意欲を高める取組などを数多く設け、積極的に参加するよう促し、生徒の自己肯定感を高める。
- (5) 生徒がいじめの問題等を自分事として捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるような協働的な活動を行い、生徒に自らいじめについて学び、取り組ませることで、いじめをなくそうとする意欲と態度を養う。そうした取組を通して、友達の考えを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的・協働的に解決する実践的な資質能力を育む。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの未然防止の取組を充実させたとしても、いじめを完全に根絶させる事は非常に困難である。したがって、いじめを早期に発見し、事態が深刻化する前にその芽を摘むことが重要となる。

いじめの特性として、いじめにあっては生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりして訴えることができないことが多くある。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある生徒の場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。生徒が示す小さな変化や危険信号を学級担任や教科担当者は見逃さず、担任会議や学年団会議等で積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有を図るよう努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 日常の観察において生徒の些細な変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し速やかに対応する。生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければならない。教職員は些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめに関するアンケートを年3回各学期（3年生は1，2学期のみ）に行うとともに、定期的な教育相談や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者には学校行事や学校の取組等についてメーリングリスト等により情報共有を図る。また、保護者の協力により家庭での生徒の気になる態度や変化の有無を把握するとともに、保護者からの相談を積極的に受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を伝えてもらえる体制づくりに努める。
- (3) 生徒、保護者、教職員が抵抗なく安心して、いじめ等に関する相談ができるよう、心理の専門家であるスクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (4) 教育相談委員会と連携し「教育相談だより」などにより、本校の教育相談体制や外部の相談窓口等について広く周知する。また「いじめ対策委員会」を年5回、定期的で開催し、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができているか、教育相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検を行う。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、情報を共有する内容や範囲等、その対外的な取扱いについての方針を明確にしたうえで、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然だが、再発防止の点においては、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景などを把握し指導に当たることが大切である。近年の事象では、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況も見られる。したがって、いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。また、いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿によって、人間的信頼回復のきっかけを掴むことができると考える。

そのような、いじめ事象に関係した生徒同士が豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者等への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にしながら、教育庁や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、学校として組織的に対応していく。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。

遊びや悪ふざけなどを含めて、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場で即座にその行為を止めるとともに、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には真摯に傾聴し対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先するよう配慮する。

- (2) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長、いじめ対策委員会のメンバー等に報告し、いじめ防止等の対策のための組織である「いじめ対策委員会」において情報を共有する。そして、いじめ対策委員会が中心となり、関係者が緊密に連携した上で、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無を含めて、正確な事実関係の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめであることが認知された場合には、管理職が責任を持って速やかに教育庁に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害生徒の保護者への連絡についても、管理職が家庭訪問を行うなどにより、直接会って丁寧に行う。

- (5) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべき事象と認められる場合には、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署とも相談のうえ、対応方針を検討し適切に対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、いじめられた生徒や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えるなど、できる限り不安を除去するようにする。また、生徒が落ち着き安心して教育を受けられる環境を確保するため、いじめ対策委員会が中心となって、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）の協力を得ながら、生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得ながら心のケアを行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒（集団）から事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒（集団）からの聴取にあたっては、個別に行うなど、事実を把握・確認できるよう配慮が必要である。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒（集団）の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒（集団）への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等、個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも気を配り、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

そうした指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団（クラス、学年、クラブ）への働きかけ

(1) いじめが起きた集団には、直接いじめてはいなくとも、いじめを見ていたり、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、また、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒がいる。そのため、いじめに関わった生徒に対して正確な事実確認を行うとともに、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、いじめた生徒だけの問題ではなく、自分の問題として捉えさせ、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく。また、いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みに共感させることを通じて、行動の変容につなげていく。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害者になるかもしれないという不安を持っていることが考えられるため、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際には、被害・加害の生徒だけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。すべての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりをすすめるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごすことができるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動等を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携を図る。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会にとらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくることができるよう支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等による調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒と保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ生徒への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育をすすめるため、教科「情報」をはじめとした各教科における学習活動において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月)

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。